



# 学校における多忙化解消プログラム

(花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年2月

花巻市教育委員会



# 1 計画の趣旨

令和元年の法改正と令和2年の指針改定を受け、国は教職員の在校等時間の上限設定や客観的な計測方法、一年単位の変形労働時間制の活用などを明確化したところである。

さらに、令和5年に中央教育審議会が緊急提言を行ったことを受け、文部科学省は令和6～8年度を集中改革期間に設定し、速やかな改革の実施を促している。

こうした国の動きに呼応して、岩手県では、令和6年2月に「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」を策定し、時間外在校等時間の縮減と教職員のウェルビーイング確保を柱に、市町村が同様のプラン等を策定して、市町村立学校の働き方改革を推進するよう求めている。

本市では平成27年度以降、国・県の方針を踏まえて学校・教育委員会・保護者等が連携しながら制度見直しや施策を進めてきた。令和2年度には「花巻市立学校の教職員の業務量の適切な管理に関する規則」を制定し、さらに、多忙化解消プログラムを策定・運用するなど、校内業務の適正化と教職員の負担軽減に取り組んできた。

令和8年4月1日より施行される改正給特法では、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・実施を義務化したところである。

これを受け、本市では、これまでの「学校における多忙化解消プログラム」で掲げてきた①全学校で取り組む事項、②各学校が選択的に取り組む事項、③学校を支援するために教育委員会が取り組む事項に取り組むとともに、国の指針で示された「学校外で担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」を含めた教職員の業務の負担軽減策を盛り込んだ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「学校における多忙化解消プログラム（花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）」を策定したところである。

計画の運用にあたっては、総合教育会議への報告や毎年度の点検・報告を行うとともに、花巻市教育委員会教職員多忙化解消会議において改善に向けた具体的検討を重ね、最終的には教職員の心身の健康を守りつつ、児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。



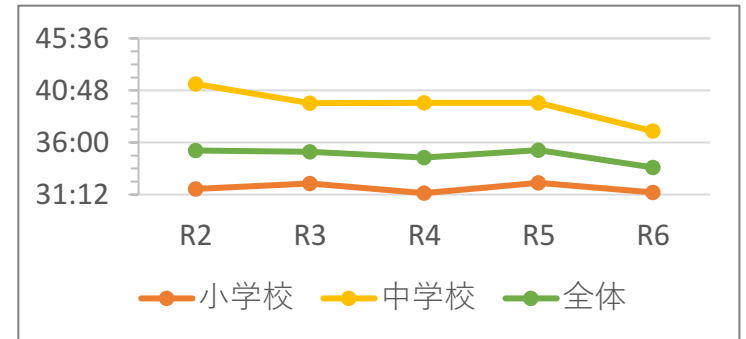
## 2 本市の現状と目標、計画期間

### 1 本市の現状

- 本市では、令和2年度に「花巻市立学校の教職員の業務量の適切な管理に関する規則」を制定、また、同年度に「学校における多忙化解消プログラム」を策定し、教職員一人当たり時間外在校等時間の上限時間を1か月で45時間、1年で360時間の範囲内とすることを目標に掲げ、校内業務の適正化と教職員の負担軽減に取り組んできた。
- その結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況については、下記のとおりとなっている。

【時間外在校等時間の状況】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	31 : 44	32 : 14	31 : 20	32 : 17	31 : 23
中学校	41 : 24	39 : 37	39 : 40	39 : 40	37 : 03
全体	35 : 16	35 : 08	34 : 36	35 : 18	33 : 42



### 2 目標

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間にする

#### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 (※令和7年度の実施結果は「そう思う」「まあそう思う」の割合の計)

- 教職員アンケートにおける現在のやりがいを感じている回答の割合を令和7年度の実施結果(88%)から向上することを目指す
- 教職員アンケートにおける健康でいきいきと業務ができている回答の割合を令和7年度の実施結果(54%)から向上することを目指す

### 3 計画期間

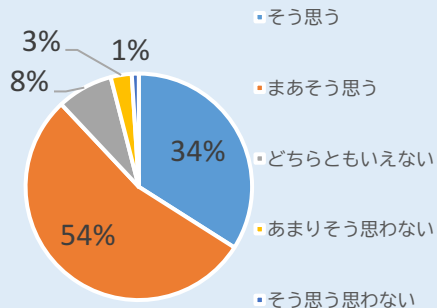
令和8年度～令和11年度

# 【参考】

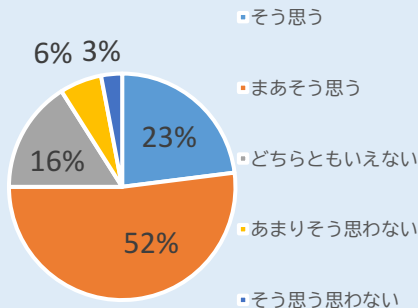
## 令和7年度市内小中学校教職員の働き方改革の推進に関するアンケート調査結果（抜粋）

目標項目

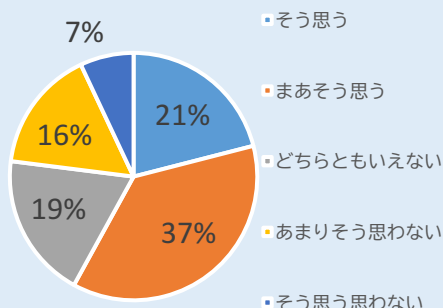
問5 あなたは、現在の業務にやりがいを感じていますか



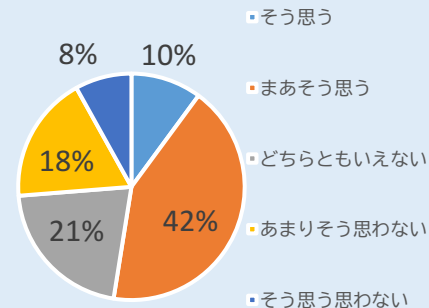
問7 あなたの職場環境は働きやすい環境ですか



問10 あなたは、自分の時間外勤務の時間が多いと感じますか

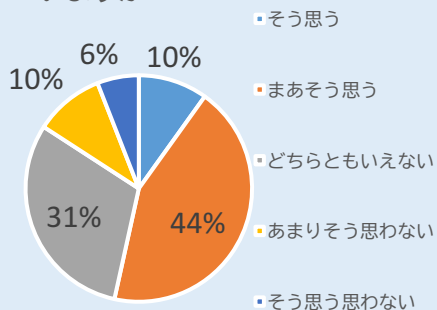


問13 あなたは、自分自身の自由な時間を確保できていますか

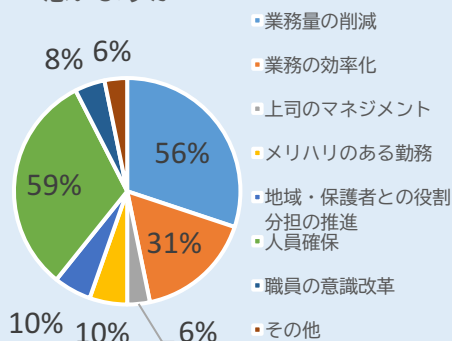


目標項目

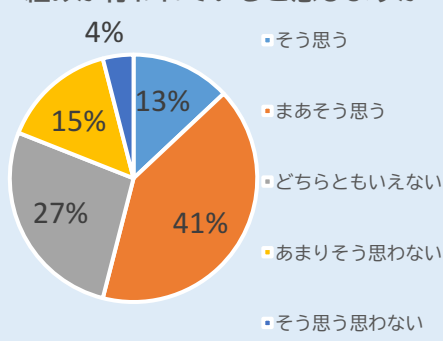
問16 あなたは、健康でいきいきと業務ができていると感じていますか



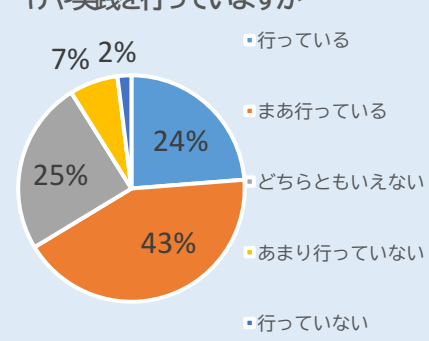
問18 時間外勤務を減らすためにはどのようなことが必要だと思いますか



問21 あなたの職場において、外部人材等、以前より働き方改革の取り組みが行われていると感じますか



問23 あなたの職場において、管理職が率先して働き方改革の取組の呼び掛けや実践を行っていますか



【複数回答】

# 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



## 1. 全学校で取り組む事項【重点事項11項目】

### ① 目標時間を定めた「時間外在校等時間」の縮減【継続】（国指針2-3-(3)-ト）

取り組み内容	R6実績	R5実績
学校ごとの「時間外在校等時間」が、1人平均45時間/月超えの学校数を0校とする。	2校（小0、中2）	1校（小0、中1）
個人ごとの「時間外在校等時間」が、100時間/月超えの延べ人数を0人とする。	49人（小4人、中44人）	50人（小5人、中45人）
「時間外部活動時間」及び「持ち帰り業務時間」の把握	※目標時間を定めない実態把握	
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>統合型校務支援システムの「タイムカード」機能を活用した「在校等時間」、「時間外部活動時間」及び「持ち帰り業務時間」の記録及び市教委への報告、業務の縮減・効率化、意識啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「在校等時間」実績の集計・整理</li> <li>「時間外在校等時間」の多い学校・個人との相談・指導</li> </ul>	

### ② 業務の平準化に向けた校務分掌の見直し【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の人が常態的に時間外勤務を行うことのないよう、業務の平準化を目的とした校務分掌の見直しを行う。</li> </ul>	81.5%	85.2%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>各教職員の業務量及び執行方法の把握・分析</li> <li>平準化に向けた校務分掌の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校からの協議・相談等への対応</li> </ul>	

### ③ 長時間労働者に対する学校長面談の実施【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外在校時間実績が月80時間を超える者について、学校長が個別面談を実施し、勤務実態の把握と改善に向けた指導を行う。</li> </ul>	92.6%	88.9%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談の実施による勤務実態把握と改善に向けた相談・検討（学校長）</li> <li>面談内容の記録及び市教委への報告（医師面接希望の有無の確認を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校からの報告内容の確認・整理</li> <li>医師面接の実施（希望者がある場合）</li> </ul>	

# 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



## 1. 全学校で取り組む事項【重点事項11項目】

### ④部活動休養日及び活動時間の徹底【継続】（国指針2-3-(2)-ロ-⑬）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・週あたり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。</li> <li>・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。（※いずれもスポ少活動や父母会練習を含む）</li> </ul>	100%	100%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校の部活動に係る活動方針」、「年間活動計画及び活動実績」の策定及び周知徹底</li> <li>・部活動指導員、外部コーチ、保護者等との連携及び共通理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関及び関係団体等との協力体制構築のための連絡調整</li> <li>・各種研修会等の実施</li> </ul>	

### ⑤最終退勤時刻の設定【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校において、最終退勤時刻を午後8時を目途に設定する。</li> </ul>	66.7%	59.3%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内における職員への周知・徹底</li> <li>・業務の計画的な整理・執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校からの協議・相談等への対応</li> </ul>	

### ⑥定時退庁日の設定【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の定時退庁日を設定する。</li> </ul>	63.0%	59.3%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内における職員への周知・徹底</li> <li>・業務の計画的な整理・執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外の緊急連絡先</li> </ul>	

### 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



#### 1. 全学校で取り組む事項【重点事項11項目】

##### ⑦時間外電話・来校相談時間の適正化【継続】（国指針2-3-(3)-へ）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校における勤務時間外の電話・来校相談については、原則として、朝は7時30分以降、夕方は18時までを目途とする。</li> <li>・中学校における部活動延長期間については、各中学校の延長時間内までとする。</li> <li>・いじめや命に関わる緊急度の高い案件、学校から折り返しの連絡を依頼している場合は、この限りではない。</li> </ul>	59.3%	63.0%

学校の役割	教育委員会の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、関係機関及び関係団体への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外の緊急連絡先</li> <li>・保護者向け通知案の作成</li> </ul>

##### ⑧長期休業期間中の学校閉庁日の実施【継続】（国指針2-3-(10)）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（夏季休業期間）令和8年8月8日～16日の9日間（内平日4日間）を学校閉庁日とする。</li> <li>・（冬季休業期間）令和8年12月26日～令和9年1月3日の9日間（内平日1日間）を学校閉庁日とする。</li> <li>・上記休業期間のみに拘らず前後に付け足す（拡大）など学校ごとの判断で積極的な運用を可能とする。</li> <li>・閉庁日には、部活動や部活動と活動する生徒が重複するスポ少活動等（父母会練習を含む）を行わないこととする。</li> </ul>	100%	100%

学校の役割	教育委員会の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、関係機関及び関係団体への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉庁日の緊急連絡先</li> </ul>

### 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



#### 1. 全校で取り組む事項【重点事項11項目】

##### ⑨ 小学校高学年の教科担任制の導入【継続】（小学校のみ）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
・担任外の担当や担任間の交換等により、小学校高学年に教科担任制を導入する。	81.3%	75.0%
学校の役割	教育委員会の役割	
・教科担任制の導入に向けた事務分掌の検討・実施	・各小学校からの協議・相談等への対応	

##### ⑩ 学校安全衛生会議の実施【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
・毎月1回以上（職員会議と併催可）をめぐり、職場環境改善を目的とした学校安全衛生会議を開催する。	70.4%	55.6%
学校の役割	教育委員会の役割	
・職場環境の現状把握・共通理解、改善に向けた検討	・必要な資料の提供等	

##### ⑪ 校舎の開錠・施錠【新規】（国指針2-3-(2)-ロ-⑩）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
・副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。	—	—
学校の役割	教育委員会の役割	
・共通理解、改善に向けた検討	・必要な資料の提供等	

# 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



## 2. 各学校が選択的に取り組む事項【9項目】

### ① 学校行事・カリキュラムの精選・効率化【継続】 (国指針2-3-(3)-ロ)

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 仕事内容の縮減、行事の統合、早めの計画立案、運営のマニュアル化、開催日程の短縮化等	81.5%	92.6%

### ② 会議の効率化【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 資料の事前配布、開催回数の削減、終了時間の厳守等	88.9%	88.9%

### ③ 定時退庁日の拡大【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 共通取り組み事項に加え、定時退庁日を拡大（例：月2回、毎週○曜日等）	37.0%	33.3%

### ④ 地域人材の活用【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 学習、読書等ボランティアの活用、部活動における外部コーチの依頼、保護者・地域との連携	88.9%	88.9%

### ⑤ 教材・各種資料のデータ共有の促進【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 各種データを整理し、共有できる環境をつくる。	55.6%	55.6%

# 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



## 2. 各学校が選択的に取り組む事項【9項目】

### ⑥年次取得促進とそのための体制づくり【継続】 (国指針2-3-(10))

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 休暇取得の推進・声掛け、同僚性を高める。	96.3%	81.5%

### ⑦登校時間の制限【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 登校時間に制限を定め、保護者に理解を求める。(例：登校時間を午前7時30分以降とする等)	48.1%	44.4%

### ⑧PTA活動の工夫【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ PTA組織と事務分担や行事・会議等の見直し	66.7%	70.4%

### ⑨その他【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ (事例) 家庭訪問の実施見直し、通知表の所見欄の廃止、必要に応じた面談など	7.4%	0%

# 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



## 3. 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

### ①教育活動を支援する人員の配置【継続】（国指針2-3-(2)-八-⑱、2-3-(4)）

#### 取り組み内容

- ・学力向上、特別支援教育の充実、不登校児童生徒への対応、学校図書館の環境整備など、喫緊の教育課題に対応する支援員を配置する。R8:92人（はなまき授業サポーター 8人、中学サポーター 5人、ふれあい共育推進員 52人、ふれあい共育推進員（医療的ケア） 3人、生徒支援員 12人、日本語指導講師 6人、学校図書館司書 6人）
- ・小人数指導などの「指導方法工夫支援」、いじめ・不登校対応などの「児童生徒支援」、通級指導などの「特別支援教育」などに対応するため加配教職員の配置を県に要望する。（R7：45人→R8：●人）※2月末確定

### ②校務DXの推進【拡充】（国指針2-3-(2)-ロ-⑧、2-3-(2)-八-⑰、2-3-(3)-二）

#### 取り組み内容

- ・令和7年度から本格稼働している統合型校務支援システムの運用サポートを行うとともに、活用状況と効果について確認する。
- ・採点時間の短縮に加え、成績処理に係る教職員の負担軽減を目的とした採点システムを市内全中学校に導入する。【新規】
- ・教職員の校務の効率化や質の向上等、働き方改革を目的とした生成AIの利活用について調査・研究する。

### ③学校給食費の公会計化の実施【継続】（国指針2-3-(2)-イ-③）

#### 取り組み内容

- ・学校給食の公会計化（R2年度～）

### ④長時間労働者に対する医師面接の実施【継続】（国指針2-3-(6)）

#### 取り組み内容

- ・時間外在校等時間実績が月80時間を超える者等で医師面接を希望する者について実施する。（面談を実施した者 R6：1人）

# 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



## 3. 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

### ⑤部活動に係る大会等の見直し【継続】（※中学校のみ）

#### 取り組み内容

- ・ 休日の部活動の地域連携・地域移行を着実に推進するため、中体連や各競技団体において検討されている大会等の見直しについて、関係機関・関係団体と情報共有を図る。

### ⑥部活動指導員の配置【継続】（※中学校のみ）

#### 取り組み内容

- ・ 各中学校に実技指導や大会引率を行う部活動指導員を配置する。（参考 R7：18人）  
（1校あたり1名を基本として活動時間は年210時間が上限。210時間の範囲内であれば各学校において複数の配置も可）

### ⑦部活動の在り方検討・基本計画の推進【継続】（※中学校のみ）

#### 取り組み内容

- ・ 花巻市立中学校部活動の地域連携・地域移行基本計画を踏まえ、部活動等の在り方検討会議において関係機関・関係団体と協議を行い、休日の部活動の地域連携・地域移行を着実に推進するとともに、平日の部活動や吹奏楽部をはじめとする文化部の地域連携及び地域移行についても取組を推進する。[部活動地域移行進捗率 R7：47%（R7.12月末現在） ⇒ R8：58%]

### ⑧各種作品募集の応募依頼予定表の作成【継続】

#### 取り組み内容

- ・ 各小中学校において計画的な取り組みができるよう、予定表を作成・配布する。

# 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



## 3. 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

### ⑨各種会議の精選【継続】

#### 取り組み内容

- ・各種会議の在り方に関する見直しを行う。（教育研究所研究発表会のオンライン開催 など）

### ⑩各事業の評価と精選【継続】

#### 取り組み内容

- ・各事業の評価をもとに、適切な見直しを行う。

### ⑪調査・照会等の精査【継続】（国指針2-3-(2)-ロ-⑥）

#### 取り組み内容

- ・各種調査・照会等に係る調査の対象・頻度・時期・内容等について精査の上、必要な見直しを行う。（生活アンケートの廃止、各種調査・照会のオンライン回答の実施 など）

### ⑫花巻市教職員多忙化解消会議の開催【継続】

#### 取り組み内容

- ・多忙化解消に向けた具体的な取り組み内容を検討する場として、多忙化解消会議を開催する。

### ⑬多忙化解消プログラム（学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定【拡充】

#### 取り組み内容

- ・教職員多忙化解消会議での検討を経て、多忙化解消プログラムを策定する。
- ・総合教育会議に報告を行う。
- ・毎年度、点検・評価を行う。

# 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



## 3. 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

### ⑭留守番電話装置等の設置【拡充】（国指針2-3-(3)-へ）

#### 取り組み内容

- ・勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話装置や携帯電話の各学校への設置を進める。
  - ▶携帯電話 R8整備…5台（小：4台、中：1台） [R8年度末の台数見込み 小：7台、中：8台 計15台]
  - ▶留守番電話 R8整備…3台（小：3台、中：0台） [R8年度末の台数見込み 小：6台、中：1台 計7台]

### ⑮過剰な苦情等への対応【新規】（国指針2-3-(2)-イ-⑤）

#### 取り組み内容

- ・学校だけでは解決が難しい事案については、スクールソーシャルワーカーが中心となり、市法務専門監や学校と連携して課題解決に向けた対応をする。

### ⑯学校業務をサポートする人員の配置【新規】（国指針2-3-(2)-ハ-⑮⑰、2-3-(4)）

#### 取り組み内容

- ・学校運営に必要な事務作業や児童生徒の生活指導補助、校舎清掃、備品管理、学校行事の運営補助を行う「スクールサポートスタッフ」の配置について、県に要請する。

### ⑰教職員等を対象とした健康診断及びストレスチェックの実施【新規】（国指針2-3-(8)）

#### 取り組み内容

- ・毎年度、教職員を対象とした健康診断及びストレスチェックを実施する。



## 4 関連する取組、今後のフォローアップ

### ① 本計画の公表と報告

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、花巻市の公式ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。

### ② 目標の達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市が活用している校務支援システム等により把握する。その他の目標については、本市が行っている教職員アンケートの結果から把握する。

### ③ 課題解決に向けた教育委員会と学校との連携

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

### ④ 取組に対する保護者の理解と協力を得るための周知

保護者等の理解を促進するため、首長部局と連携し、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。